

文 部 科 学 大 臣 殿

飯館村長 杉 岡 誠

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）事業等状況報告書の提出について

標記について、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）（基金）交付要綱（文部科学省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有 区分	年度当初保管額 (A)	年度内交付額 (B)	運用益繰入額 (C)	年度内支出額 (D)	年度末保管額 (A+B+C-D)
預金	68,909,312	0	804	0	68,910,116
合計	68,909,312	0	804	0	68,910,116

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」

2 基金運用実績

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降 (見込)	
預金	6,312	804	804	7,920

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

○飯舘村帰還環境整備交付金基金条例

(平成 27 年 6 月 22 日条例第 20 号)

改正 平成 30 年 3 月 19 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)

第 34 条第 1 項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、飯舘村帰還環境整備交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れするものとする。

(繰替運用)

第 5 条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額

を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

地方公共団体歳入歳出決算(見込)書抄本(令和2年度)

(地方公共団体の名称:飯舘村)

(単位:円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款)国庫支出金	0	(款)総務費	0	
(項)国庫補助金	0	(項)総務管理費	0	
(目)総務費補助金	0	(目)企画費	0	
(節)福島再生加速化交付金	0	(節)積立金	0	
合 計	0	合 計	0	

当該年度交付なし

地方公共団体歳入歳出決算(見込)書抄本(令和2年度)

(地方公共団体の名称:飯舘村)

(単位:円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款)繰入金	0	(款)教育費	0	
(項)基金繰入金	0	(項)教育総務費	0	
(目)帰還環境整備交付金基金繰入金	0	(目)事務局費	0	
(節)帰還環境整備交付金基金繰入金	0	(節)工事請負費	0	
合 計	0	合 計	0	

当該年度支出なし